

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループの第3回会議

目次

- ・はじめに
- ・トピック1ー現在の実効金利の意味
- ・トピック2ー担保および他の信用補完ならびに予想信用損失の測定
- ・トピック3ー債務不履行時のローンの売却により期待されるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めること
- ・トピック4ー満期が12ヶ月未満の金融資産に係る信用リスクの著しい増大の評価
- ・トピック5ー信用減損した金融資産の損失評価引当金の測定
- ・トピック6ー償却原価で測定される金融資産に係る損失評価引当金の表示
- ・トピック7ーIFRS第9号5.5.20項の適用範囲
- ・トピック8ーチャージ・カードに係る予想信用損失の測定
- ・トピック9ーリボルビング信用供与枠に係る予想信用損失を測定するための期間
- ・トピック10ー将来予測的なシナリオを織り込むこと

本 IFRS in Focus は、2015 年 12 月 11 日に開催された金融商品の減損に関する IFRS 移行リソース・グループ(「ITG」、「グループ」)の第 3 回会議を要約したものである。

はじめに

ITG とは、IFRS 第 9 号「金融商品」(2014)の公表を受けて新たな減損の要求事項から生じる適用上の論点について、利害関係者を支援するために国際会計基準審議会 (IASB) によって設立された議論の場である。

全般的に、ITG の目的は、

- ・ 新たな減損の要求事項の適用から生じる利害関係者の論点について、収集、分析、ならびに議論すること、
- ・ IASB にこれらの適用上の論点について情報提供を行い、必要に応じて IASB がこれらの論点に対処するために、どのような措置が必要かを判断するための支援とすること、および、
- ・ 利害関係者が新たな減損の要求事項について、適用に関わる他の関係者から情報を得る公開の場を提供することである。

会議の中で ITG のメンバーは議論された論点に関する見解を共有し、会議の後に IASB が会議概要を公表する。IASB は必要に応じて議論された論点に対してどのような措置を講じるかを判断する。ITG および議論されたアジェンダ・ペーパーに関する更なる情報は IASB の **Web サイト**を参照のこと。

本会議には ITG メンバー、バーゼル銀行監督委員会の代表者、IASB スタッフ(「スタッフ」)および数名の IASB ボード・メンバーが出席し、当該 IASB ボード・メンバーの中の1名が議長を務めた。本会議で示された見解は IASB により承認された見解を表すものではない。

ITG の本会議は、計画されている最後のグループの会議であり、これまでにグループに提出された残りの質問すべて(提出記録は IASB の **Web サイト**にて入手可能)をカバーした。多くの金融機関においてすでに進行中である適用作業の安定した基盤となるよう、2016 年以降の会議は意図的に計画されていない。しかしながら、本会議で議長は、ITG を解散する予定はなく、今後も質問を IASB の Web サイトを通じて提出可能であることを述べた。受領した質問は、提出ログに追加され、論点に対処するためにどのようなアクションを取るべきかについて決定を行うことになる(例えば、論点は追加的な教育文書により対処される可能性がある)。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

以下は本会議で議論された論点の要約である。

トピック1ー現在の実効金利の意味

背景

議論されたトピックは、変動金利の金融資産に係る予想信用損失を測定する際に用いる適切な割引率に関するものである。IFRS 第9号は、予想信用損失を測定する際、貨幣の時間価値を考慮することを要求しており、また、変動金利の金融商品に係る予想信用損失を割り引くために「現在の実効金利」を用いることを要求している。

ITG への質問は、企業が各期間において、その期間に適用される実際の変動金利に基づき金利収益を認識する場合、変動金利の金融資産にとって「現在の実効金利」とは何を意味するのかである。

「現在の実効金利」が何を表すのかに関して、2つの異なる見解が以下の例と共に ITG に対して提示された。

例:ある金融資産は残存期間が10年で、12ヶ月 LIBOR に連動する変動金利を有する(この例の目的では、信用スプレッドをゼロと仮定する)。

- LIBOR 金利は各年度末に改定される。
- 報告日において、12ヶ月 LIBOR 金利は年利2%であり、最後のクーポンが改定される際には年利10%まで上昇すると予想される。
- 金利収益は、報告日において12ヶ月 LIBOR 金利を用いて認識される(すなわち、2%)。

見解1:報告日現在の LIBOR 金利ーこの例では、年利2%がすべてのキャッシュ不足額に適用される。

見解2:現在のイールド・カーブから抽出される LIBOR 金利ーこの例では、年利2%が一年目に生じるキャッシュ不足額に適用され、その後のそれぞれのキャッシュ・フローには現在のイールド・カーブから抽出される該当する LIBOR 金利が適用される。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー7を参照のこと。

要約

議論の中で、多くの ITG メンバーは見解1が IFRS 第9号の要求事項のより自然な解釈で、実務に適用する上でより運用可能であるが、見解2も IFRS 第9号では適用可能であると述べた。議長は、提示された例に対して、12ヶ月金利および現在のイールド・カーブのいずれも、IFRS 第9号において使用可能であることに同意した。使用する金利は、契約上のキャッシュ・フローの予想、キャッシュ不足額の予想、キャッシュ・フローの割引、および収益認識と整合的に適用しなければならないことが強調された。また、IFRS 第9号における実効金利の考え方および「現在の実効金利」の意味は、IAS 第39号「金融商品:認識および測定」から変更されていない点も述べられた。

トピック2ー担保および他の信用補完ならびに予想信用損失の測定

背景

本質問は、予想信用損失の測定において、担保および保険や金融保証契約などの信用補完により生じるキャッシュ・インフローを含めることに関連する。IFRS 第9号に基づき予想信用損失を測定する際、信用損失の定義は、考慮されるキャッシュ・フローには、契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを含めなければならないと規定している。IFRS 第9号 B5.5.55 項はまた、予想されるキャッシュ不足額の見積りは、契約条件の一部である信用補完から見込まれるキャッシュ・フローのうち企業が別個に認識していないものを反映しなければならないと規定している。これらの要求事項を踏まえ、以下の質問が提示された。

- 「契約条件の一部であり、企業が別個に認識していないもの」とは何を意味するのか。
- 予想信用損失の測定において考慮するためには、信用補完は関連する資産の契約の明示的な条件でなければならないか。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー5を参照のこと。

要約

論点を提示する際、スタッフは、「契約条件と不可分の」という文言は IFRS 第 9 号で定義されておらず、減損の評価対象である金融資産の契約の中の明示的な条件には限定されないことを述べ、ITG メンバーも同意した。さらに、企業が別個に認識している信用補完は、二重計上を避けるため、予想信用損失の測定には含まれない。従って、金融資産の「契約条件の一部であり」別個に会計処理されていない信用補完により生じる期待キャッシュ・フローは、予想信用損失を測定する際に考慮すべきである。

別個に認識されるため予想信用損失の測定に含まれない信用補完の例として、単独のクレジット・デフォルト・スワップが挙げられた。

多くの ITG メンバーが、実務では信用補完が契約条件と「不可分」であるかどうかを決定するには判断が要求され、当該判断はすでに IAS 第 39 号で減損損失を測定する際に要求されていることを述べた。

トピック 3—債務不履行時のローンの売却により期待されるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めること

背景

本質問は、金融資産の債務不履行後に第三者への売却を通じて回収される見込みのキャッシュ・イン・フローを、予想信用損失の測定に含めることに関するものである。

提出者は、実務では不良債権の未払金額は様々な方法で回収可能であることを述べた。例えば、未払金額は以下の方法で回収できる可能性がある。

- ・ 借手より直接現金を回収するために、企業内部の回収担当者を利用して
- ・ 手数料を取って借手から直接現金を回収し、回収した現金を貸手に引き渡す外部の回収業者を利用して
- ・ (企業の従業員または外部の業者を使い)担保を差し押さえ、売却することを通じて
- ・ 資産を第三者(例えば、貸倒債権の専門的な買い手等)に売却することを通じて

このことは、ローン自体の売却自体が予想信用損失を測定する際の期待キャッシュ・フローと考えられるのかどうかという質問につながる。ローンの売却時点から報告日まで実効金利で割り引いた、計画されたローンの売却価格は、企業が借手から直接回収すると見込んだ、測定日までの実効金利で割り引いたキャッシュ・フローと大きく異なり得ることから、当質問は関連性を有する。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー6 を参照のこと。

要約

スタッフは、予想信用損失が信用損失の確率加重した見積りであり、以下の差異であるキャッシュ不足額の現在価値であることを述べた。

- ・ 企業が受け取るべき契約上のキャッシュ・フロー
- ・ 企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー

IFRS 第 9 号の信用損失の定義に従って、「企業は、キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品の「すべての契約条件を考慮することによって」行わなければならない」(強調追加)。従って、スタッフは、信用損失の定義は(上記トピック 2 で議論されたアプローチと整合的に)期待キャッシュ・フローが契約条件からのみ、または、借手からのみ生じることを明示的には要求しておらず、企業が不良債権のキャッシュ・フローを第三者への売却を通じて回収する意思および能力を有している場合、資産の売却から生じるキャッシュ・フローを含めることができることを述べた。

多くの ITG メンバーはこの立場を支持し、企業が法的にローンの売却を制限されている、または、売却によりキャッシュ・フローを回収する意図がない場合には、売却により生じるキャッシュ・フローは予想信用損失の測定には関連性がないことを述べた。さらに、売却により生じるキャッシュ・フローを含めることが可能であるということは、資産の公正価値が単純に、認識した金融資産のキャッシュ・フローの回収額の下限を表し得るという意味ではない。当該アプローチは、(担保を換金することにより生じるキャッシュ・フローが債務不履行のシナリオにおいてのみ考慮されるのと同様に)債務不履行のシナリオにおいて見込まれる売却により生じるキャッシュ・フローのみを考慮する。しかし、このことは、売却により生じるキャッシュ・フローが減損モデルのステージ 3 の金融資産にのみ関連性があるという意味ではなく、ステージ 1 およびステージ 2 の資産に係る予想損失を測定するための確率加重したシナリオの一部として使用可能であるという説明がなされた。実質的に、売却により生じるキャッシュ・フローは、キャッシュ・フローを回収するために売却が見込まれている資産に係るデフォルト時損失率を決定するために使用することが可能である(例えば、債務不履行となるローンの一定の割合が一定の金額で第三者に売却されると見積ることができる)。実務では、売却を通じた回収の見込みは、何らかの方法で裏付けられることが期待され(例えば、過去の実務に基づいて)、市場の状況を考慮しなければならない(例えば、企業は過去の売却価格が必ず将来達成可能であると仮定することはできない)。予想信用損失の測定に用いる売却により生じるキャッシュ・フローは、売却コスト控除後の金額である(すなわち、純回収キャッシュ・フローである)ことをメンバー間で同意した。

トピック 4—満期が 12 ヶ月未満の金融資産に係る信用リスクの著しい増大の評価

背景

本論点は、満期が 12 ヶ月未満の金融商品に関して、企業は信用リスクの著しい増大を評価することが要求されているのかどうかに関連するが、IFRS 第 9 号における全期間の予想損失の使用を許容または要求する例外のうち、当該金融商品に適用されるものはない(すなわち、当該金融商品とは、営業債権やリース債権、契約資産ではない)。12 ヶ月の予想信用損失評価引当金が全期間の予想信用損失評価引当金と同額となるこのような資産に対して、これらの資産の信用リスクの著しい増大があったかどうかをモニターすることは、予想信用損失を測定する目的においては関連性を有さない。

本質問が挙げられた理由は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の 35H 項および 35M 項が、損失評価引当金が 12 ヶ月の予想信用損失と等しい金融商品と、損失評価引当金が全期間の予想信用損失と等しい金融商品とを区別する開示を要求しており、そのような評価に関連するコストは重大となり得るためである。以下の 2 つの見解が提示された。

見解 A—はい、満期が 12 ヶ月未満で、12 ヶ月の予想信用損失が全期間の予想信用損失と等しい短期の金融商品の信用リスクの著しい増大を評価することは必要である。

見解 B—いいえ、満期が 12 ヶ月未満で、12 ヶ月の予想信用損失が全期間の予想信用損失と等しい短期の金融商品の信用リスクの著しい増大を評価することは必要ではない。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー⁸ を参照のこと。

要約

スタッフは、特定の例外が適用されない限り、企業は当初認識以降に信用リスクの著しい増大が生じていない金融商品に関して 12 ヶ月の予想信用損失を、当初認識以降に信用リスクの著しい増大が生じた金融商品に関して全期間の予想信用損失を測定しなければならないことに留意した。さらに、IFRS 第 9 号の例外(5.5.13 項—5.5.16 項)は、満期が 12 ヶ月未満のすべての金融商品に適用されるものではない。従って、特定の例外が適用されない限り、当該モデルおよび IFRS 第 7 号の開示の要求事項において、信用リスクの著しい増大を示す資産と信用リスクの著しい増大を示していない資産とを識別することが要求される。

ITG メンバーは、スタッフに同意し、予想損失の測定基礎は短期資産に関して同じかもしれないが、信用リスクに著しい増大のあった資産の予想損失の測定値は(信用度の悪化のために)より高くなり、これらは別個に識別されるべきであることを述べた。資産の潜在的な存続期間は当初以降に変化する可能性があり、また、信用リスクの追跡は信用リスク管理と整合的であることが述べられた。

トピック5—信用減損した金融資産の損失評価引当金の測定

背景

IFRS 第9号 5.4.1項は、金利収益を、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定しなければならないと規定している(総額の金利収益)。しかし、購入または組成した信用減損金融資産ではなく、当初認識後に信用減損金融資産となった金融資産に対しては、企業は当該金融資産の償却原価に実効金利を適用して金利収益を算定しなければならない(純額の金利収益)。

この質問の中で提出者は、償却原価で測定され、(購入または組成した信用減損ではないが)信用減損している金融商品の、総額での帳簿価額および損失評価引当金をどのように測定すべきかについてガイダンスを求め、損失評価引当金を算定する3つの異なるアプローチを提案した。これらのアプローチは、以下の単純化した例を用いて説明されている。

企業 X は、償却原価で測定される金融資産を保有しており、当該資産は購入時または組成時に信用減損していなかった。当該資産の総額での帳簿価額(損失評価引当金控除前)は、20X1年12月31日時点でCU100である。実効金利は10%である。当該資産は20X1年12月31日時点で信用減損となり、損失評価引当金はCU60と算定された。従って、当該資産は、20X1年12月31日時点の償却原価がCU40である。

20X2年12月31日時点で、当該資産に関して現金決済は行われておらず、キャッシュ・フローの予想時期と金額に変更はなかった。単純化のため、実効金利の適用に関して、20X2年12月31日までの12ヶ月間の金利収益は、IFRS 第9号 5.4.1項(b)に従い $CU4 = CU40 \times 10\%$ であり、当該資産の20X2年12月31日における償却原価は、 $CU44 = CU40 + (CU40 \times 10\%)$ であると仮定する。

20X2年12月31日時点の損失評価引当金および総額での帳簿価額を算定するための、考えられるアプローチは以下の通りである。

アプローチ A: 総額での帳簿価額を実効金利の10%を用いて割り引く。従って、20X2年12月31日時点で、総額での帳簿価額は $CU110 = CU100 + (CU100 \times 10\%)$ となる。損失評価引当金は、総額での帳簿価額と償却原価との調整額(balancing figure)として算出される。総額での帳簿価額および償却原価はともに実効金利を適用して算定されるため、損失評価引当金も10%の実効金利で割り引かれる。12月31日時点で、損失評価引当金は $CU66 = CU110 - CU44$ (または $CU60 + (CU60 \times 10\%)$)である。

アプローチ B: 損失評価引当金は、変わらずCU60のままである。総額での帳簿価額は、償却原価と損失評価引当金との調整額として算出される。言い換えれば、総額での帳簿価額は、20X2年12月31日に終了する期間の金利収益の金額であるCU4だけ増加する。20X2年12月31日時点の総額での帳簿価額は、 $CU104 = CU44 + CU60$ (または $CU100 + CU4$)である。

アプローチ C: 総額での帳簿価額は、変わらずCU100のままである。損失評価引当金は、総額での帳簿価額と償却原価との調整額として算出される。言い換えれば、金利収益のCU4に対応する金額が、損失評価引当金として全額借方に計上される。20X2年12月31日時点で、損失評価引当金は $CU56 = CU100 - CU44$ (または $CU60 - CU4$)である。

提出者は、それぞれのアプローチにより、金融資産が信用減損となった後の総額での帳簿価額および損失評価引当金の異なる組合せが生じると述べた。しかしながら、結果として生じる償却原価は、どのアプローチでも同じである。以下の表は、この単純化した例における20X2年12月31日における3つのアプローチの結果をまとめたものである。

	A	B	C
総額での帳簿価額	110	104	100
損失評価引当金	(66)	(60)	(56)
償却原価	44	44	44

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー9 を参照のこと。

要約

多くの ITG メンバーは、企業が IAS 第39号で許容されているように損失評価引当金を用いる際、実務上の不統一が存在すると認めた。これは、IAS 第39号が損失評価引当金の測定に関する明確なガイダンスを提供していないという事実由来である。しかし、一方で、IFRS 第9号は損失評価引当金を実効金利で割り引かなければならないことを明確にしておき、従って、IFRS 第9号ではアプローチ A のみ許容される。この論点を説明するために用いられた例を議論した際、アプローチ A における損失評価引当金の増加額であるCU6は、純損益で減損費用として認識されるのではなく、総額での帳簿価額の同額の増加になることが着目された。

トピック6—償却原価で測定される金融資産に係る損失評価引当金の表示

背景

本質問は、償却原価で測定される金融資産に関して、企業が損失評価引当金を財政状態計算書で独立表示することを要求されているかどうかを確認することを求めている。

提出者は、IFRS 第9号の付録Aにおいて償却原価が「金融資産または金融負債が当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、金融資産の場合には損失評価引当金を調整した金額」として定義されており、IFRS 第9号5.5.2項は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に関して、「損失評価引当金は財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない」ことを要求している。

さらに、IFRS 第7号16A項は、「(訳者追記: その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の帳簿価額は、損失評価引当金を減額せず、) 企業は、損失評価引当金を財政状態計算書において金融資産の帳簿価額の減額として独立表示してはならない」と規定している。

詳細はITGのアジェンダ・ペーパー10を参照のこと。

要約

スタッフは、IFRS 第9号およびIFRS 第7号のいずれも、財政状態計算書における償却原価で測定される金融資産(または営業債権、契約資産またはリース債権)に係る、損失評価引当金の表示に関する明確な要求事項を含んでいないことを述べ、ITGメンバーも同意した。さらに、IAS 第1号「財務諸表の表示」の54項によれば、IAS 第1号が企業に何が財務諸表に関連性を有するかを検討することを要求しているが、損失評価引当金は、最低限、財政状態計算書に表示すべき表示項目のリストに含まれていない。

従って、企業が望めば、財務諸表本体に追加の情報を表示すること、および、償却原価残高を総額での帳簿価額と損失評価引当金に分解することを選択することができる。しかし、このような選択肢は、財務諸表本体に何を表示するかのみに関連している。なぜなら、IFRS 第7号には、財務諸表の注記における損失評価引当金の開示に関する具体的な要求事項があるためである。

トピック7—IFRS 第9号5.5.20項の適用範囲

背景

IFRS 第9号5.5.19項は、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間(延長オプションを含む)であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合する場合でも、その長い期間ではないと定めている。しかしながら、IFRS 第9号5.5.20項は、集合的なベースで管理されているリボルビング信用供与枠および当座貸越枠のような特定の金融商品に係る予想信用損失を測定する際に考慮すべき期間に関して、これらの要求事項に対する例外を導入している。この例外は、予想信用損失を検討するための期間を契約期間に制限することは、予想信用損失が、根底にある経済的側面、または、これらの信用枠が管理されている方法を反映しない非常に短い期間で測定されることとなることにつながるという事実に対処するためのものである。

IFRS 第9号5.5.20項に従い、その適用範囲に含まれる金融商品の種類は、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含むものであり、企業が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力は、信用損失に対しての企業のエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しないものであると記載されている。IFRS 第9号B5.5.39項は、何が当該金融商品の一般的な特徴と考えられるかを示しており、特に、このような特徴の1つは、これらの金融商品には固定された期間または返済の仕組みがないことであることを述べている。

本質問において、提出者は、IFRS 第9号B5.5.39項に記述された一般的な特徴が、IFRS 第9号5.5.20項の適用範囲に含まれる金融商品の要求される特徴であるのか、または、典型的な特徴の単なる例示と考えるべきかを質問した。特に、提出者は、以下の特徴のいずれかが、信用枠がIFRS 第9号5.5.20項の適用範囲に含まれることを妨げることとなるかを質問した。

- ・ シナリオ1: 直ちに取消可能な(すなわち、貸手の自由裁量により)信用枠が、固定された満期を有している。例えば、5年間。
- ・ シナリオ2: 直ちに取消可能な信用枠が、固定された満期は有していないが、引き出された場合、固定された満期を有するローンの形態をとる場合。例えば、5年間(すなわち、いったん引き出されると、貸手はもはや、その自由裁量により即時の返済を要求する権利を有さない)。

提出者は、また、固定された限度額を多くの異なる方法で用いることができる、多目的の取消可能な信用枠（例えば、リボルビング当座貸越枠、（固定された期間のある場合もない場合もある）変動または固定金利ローン、分割償還ローンなど）を貸手が提供する場合における、信用枠のいくつかの典型的な特徴を提示した。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー2 を参照のこと。

要約

議論の中で、IFRS 第 9 号を適用する会計単位を決定する必要がある、また、多目的信用枠が単一の書面上で設定されたからといって、単一の会計単位を意味するとは限らない（例えば、単一の書面上に、ローン、特定のローンのコミットメント、ローン信用枠等が含まれることがあり得る）ことが述べられた。場合によっては、会計単位の評価は判断を要するかもしれない。

IFRS 第 9 号 5.5.20 項は、契約期間を超えてエクスポージャーを考慮する例外の具体的な適用範囲を提示しており、IFRS 第 9 号 B5.5.39 項で述べられた特徴は検討する際に関連性を有するが、それ自体が IFRS 第 9 号 5.5.20 項の例外が適用されるかどうかに関して決定的ではないことが述べられた。

IFRS 第 9 号 5.5.20 項の例外が適用される金融商品の重要な特徴は、使用残高および未使用残高を持つ可能性があり、その両方が（すなわち、使用部分および未使用部分の両方に関連して）借手からの一組のキャッシュ・フローを基礎として一緒に管理されているということである。

従って、ITG メンバーは、IFRS 第 9 号 5.5.20 項の例外がシナリオ 1 には適用され得るが、シナリオ 2 には適用されないことに同意した。シナリオ 1 は、信用枠が使用部分と未使用部分を持ち得るため、範囲除外の要件を満たし得る。5 年間という利用可能な最長の期間が設けられているが、それ自体が、貸手が直ちに未使用コミットメントを取消し、使用部分の返済を要求する契約上の能力を無効にしない。従って、使用部分と未使用部分のキャッシュ・フローは、一緒であると考えられることができる。しかし、シナリオ 2 において、5 年の期間ローンのキャッシュ・フローは、未使用ローン・コミットメントに関するキャッシュ・フローと組み合わせることはできない。なぜなら、期間ローンは、短期間ではない 5 年間の返済の仕組みを有しており、未使用部分は直ちに取消可能である（すなわち、一旦引き出されると、使用部分と未使用部分は単一のキャッシュ・フローとして一緒とは考えられない）ためである。ITG メンバーは、従って、IFRS 第 9 号 5.5.20 項の範囲除外は、信用枠の開始時からシナリオ 2 に対して適用されないことに同意した。しかしながら、使用金額の返済の仕組みが短期間（例えば、30 日間）である場合、使用部分と未使用部分は一緒に管理される可能性があり、IFRS 第 9 号 5.5.20 項の例外が適用され得ることが述べられた。従って、使用部分の期間が 5 年未満の場合、IFRS 第 9 号 5.5.20 項の例外が適用されるかを決定するのに判断を行使しなければならない。

トピック 8—チャージ・カードに係る予想信用損失の測定

背景

議論された論点は、明記された契約上の信用限度額のない特定の種類の信用枠に対する減損の要求事項の適用に関連している。

質問の中で提示された事実パターンは、明記された信用限度額がなく、貸手は販売時にチャージを承認（すなわち、顧客の取引）し、貸手は自由裁量によりチャージする能力を差し止めることや、カード口座を取消すことができ、残高は各月末において常に全額支払対象となるチャージ・カードが小売顧客に発行された場合のシナリオを考慮している。

提出者は、9 月の ITG 会議の議論によって、IFRS 第 9 号は、IFRS 第 9 号 5.5.20 項の適用範囲に含まれるリボルビング信用供与枠に関する将来の引出しの見積りを、契約上合意された信用限度額に制限することが再確認されたことを述べた。従って、提出者は、提示された事実パターンのように、明記された明確な信用限度額のないリボルビング信用供与枠をどのように取扱うべきか理解することを求めた。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー3 を参照のこと。

要約

ITG メンバーは、信用限度額を明記した書面による契約条件が存在しない場合、内部の信用限度額を参照して信用限度額を決定することが可能かどうか議論した。一部のメンバーは、このことは適切であると考えたが、何人かは、9 月の ITG 会議の結論と整合的でない可能性があると感じた。議論の後、明確な信用限度額が明記されていないリボルビング信用供与枠に関する予想信用損失の測定に用いられる信用限度額は、具体的な事実および状況に応じて決まると結論付けられた。

ITG メンバーは、質問の中で提示された具体的な事実パターンに基づけば、貸手が販売時にカードでの各貸出取引を承認し、そして、承認を拒む無条件の権利を有し、かつ、実際に当該権利を行使している場合、カード口座の未使用部分は、与信を提供する確定約定を表さず、従って、減損の要求事項の適用範囲に含まれないことに同意した。

トピック9ーリボルビング信用供与枠に係る予想信用損失を測定するための期間

背景

IFRS 第9号 5.5.20 項は、ローンと未使用コミットメントの両方を含む一部の金融商品（例えば、一部のリボルビング信用供与枠）に関して、企業は予想信用損失を企業が信用リスクに晒される期間にわたり測定しなければならず、たとえ当該期間が最長の契約期間を超えて延長される場合であっても、「予想信用損失は信用リスク管理行動によって緩和されない」ことを要求している。IFRS 第9号 B5.5.40 項は、追加のガイダンスを提供しており、企業が信用リスクに晒されると見込まれるが、予想信用損失が企業の「通常の信用リスク管理行動」によって軽減されない期間を決定することに言及している。これらの要求事項は、**4月のITG会議**において議論され、企業の信用リスク管理行動を起こす能力により、行動期間の示唆する期間よりも短いエクスポージャーの期間が生じ得るため、企業が行動期間は常に信用リスクに晒される期間と同じであると想定することは適切ではないことが述べられた。

本トピックに関して議論された主な質問は以下のとおりである。

質問1: 企業は、IFRS 第9号 5.5.20 項および B5.5.40 項に従って予想信用損失を測定する際、考慮すべき最長の期間の測定開始時点をどのように決定すべきか。

質問2: 企業は、IFRS 第9号 5.5.20 項および B5.5.40 項に従って予想信用損失を測定する際、考慮すべき最長の期間の測定終了時点をどのように決定すべきか。特に、「信用リスク管理行動」の意味を考慮した場合、以下についてどう考えるべきか。

- (a) 企業は、企業が法的および実務的に起こす能力のあるすべての信用リスク管理行動を考慮すべきか、または、企業が起こすと見込む信用リスク管理行動のみを考慮すべきか。
- (b) 企業は、信用リスクを緩和するような信用リスク管理行動のみを考慮すべきか、または、以前に削減された信用限度額の復元のような信用リスクを緩和しない行動を含む、すべての信用リスク管理行動を考慮すべきか。
- (c) 信用リスクを緩和するような信用リスク管理行動の文脈において、企業は、エクスポージャーを終了させるような信用リスク管理行動のみを考慮すべきか、または、何らかの形でエクスポージャーを制限する他の行動を含むべきか。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー4 を参照のこと。

要約

質問1に関して、スタッフは、IFRS 第9号 5.5.20 項の適用範囲に含まれる金融商品を含め、すべての金融商品に係る予想信用損失を測定する際に考慮すべき期間の測定開始時点は、報告日であるべきであり、それは、企業は各報告日において全期間または12ヶ月の予想信用損失を測定しなければならないからであることを述べ、ITGメンバーは同意した。

エクスポージャーの期間を制限する上でどの信用リスク管理行動を考慮すべきかを検討する際、企業が起こすことの「可能な」行動ではなく、起こすことを「見込んでいる」行動（すなわち、それは企業が信用リスクに晒されると「見込まれる」期間に基づく）を考慮しなければならないことにITGメンバーは同意した。起こすことが見込まれる行動には、企業の方針および手続や、合理的で裏付け可能な情報、過去に起こした行動、ならびに、将来の予想を考慮に入れることが述べられた。

ITGメンバーはまた、信用リスクを「緩和する」ような信用リスク管理行動のみを考慮すべきであり、従って、治癒後の信用限度額の復元は、予想信用損失を測定する際には考慮されないということに同意した。これは、信用リスクを緩和するものではなく、予想信用損失の測定が信用エクスポージャーの最長の期間に制限されるためである（すなわち、信用限度額の復元は、追加の信用を供与するために貸手の管理下にあり、従って、予想信用損失の測定には含まれない）。

起こすことが見込まれる信用リスク管理行動を検討する際、多くのITGメンバーが、セグメントごとに行動が異なるため、セグメントベースで検討しなければならない可能性が高いことを述べた。モデルの異なるステージにあるエクスポージャーのセグメント、および、使用部分と未使用部分に対しては、それぞれ異なる信用リスク管理行動を起こすことが見込まれるため、エクスポージャーの期間を考慮する際に別個に検討されることとなる。例えば、使用部分は回収期間を考慮し、未使用部分は、信用エクスポージャーを緩和するために起こすと見込まれる信用リスク管理行動を含め、将来の引出しの予測を考慮するが、このことは使用部分には関連性を有さないかもしれない（例えば、未使用部分の予想存続期間は、信用限度額を削減または削除することにより制限することが可能であるが、このことは使用部分のエクスポージャーの存続期間を制限することにはならない）。

考慮すべき信用リスク管理行動については、何らかの形でエクスポージャーを制限し得る、起こすと見込まれる行動を含み、エクスポージャーを終了させるような行動に制限されないとも述べられた。しかし、既存顧客の完全な与信レビューは、それ単独で信用エクスポージャーを制限することにはならないことが留意された。そのような場合、完全な与信レビューが、予想信用損失を軽減する実際の信用リスク管理行動につながると見込まれるかどうかを判断する必要がある。

最後に、企業は、IFRS 第 9 号の減損の予想信用損失を適用するために用いたインプット、仮定および見積りの技法に関する開示、ならびに、信用リスクの開示の全般的な目的を満たすために必要な追加的な開示を含む、IFRS 第 7 号の開示要求を検討しなければならないことが述べられた。

トピック 10－将来予測的なシナリオを織り込むこと

背景

予想信用損失の測定

IFRS 第 9 号 5.5.17 項および 18 項は、予想信用損失がとりわけ以下を反映するような方法で測定されることを要求している。

(a) 信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を含め、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

(b) 将来の経済状況の予測についての情報

質問の中で、予想信用損失を算定する際、企業は様々な予測を考慮するかもしれない、そのような情報を予想信用損失の測定にどのように織り込むのかを判断する必要があり、また、複数の経済予測またはシナリオを織り込むかどうか、および、どのように織り込むかについて、特に銀行のリテールのポートフォリオに関連して、実務上の不統一が生じる可能性があると思われることが述べられた。

質問の中でまた、(社内または企業外部の)経済専門家は一般的に、その経済専門家の最善の見積りまたは最も可能性の高い結果に基づき、単一の中心の経済シナリオを予想することが述べられた。例えば、経済専門家は、単一の中心の経済シナリオの予測を裏打ちする、一定範囲の起こり得る将来予測的なシナリオ、および、それらの起こる可能性を提供するように依頼されるかもしれない。単純化した例示として、経済専門家は、将来の失業率が翌年 5%となる可能性が最も高く、4%(20%の発生可能性)、5%(50%の発生可能性)または 6%(30%の発生可能性)となり得ると予測するかもしれない。

このトピックでは、予想信用損失を「測定」する際、2 つ以上の将来予測的な経済シナリオが必要かどうか、および、必要な場合、様々な将来予測的なシナリオをどのように予想信用損失の測定に織り込むべきかについて検討した。

信用リスクの著しい増大の評価

IFRS 第 9 号 B5.5.15 項は、全期間の予想信用損失の認識が要求されるのかどうかを判定する際に、企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、IFRS 第 9 号 5.5.17 項(c)に従って考慮しなければならないと規定されている。IFRS 第 9 号 5.5.17 項(c)は、合理的で裏付け可能な情報を反映する方法で予想信用損失を測定するための原則を提示している。

このトピックでも、信用リスクの著しい増大を「評価」する際に、2 つ以上の将来予測的な経済シナリオが必要かどうか、および、様々な将来予測的な経済シナリオをどのように織り込むかについて検討した。

詳細は ITG のアジェンダ・ペーパー1 を参照のこと。

要約

予想信用損失の測定

本トピックを紹介する際、スタッフは、IFRS 第 9 号の減損モデルの測定の要求事項の主要な目的は、予想信用損失が、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を含め、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を表すことであると繰り返し述べ、ITG メンバーは同意した。

議論の中で、このことは1つの債務不履行発生シナリオで十分であるという意味では必ずしもないことが述べられた。なぜなら、債務不履行の発生確率と一定範囲の様々な将来予測的なシナリオに対する信用損失が非線形である場合(例えば、4%、5%または 6%の失業率に基づく信用損失が、それぞれ CU30、CU70、CU170)、特定の事実および状況によっては、単一の中心の将来予測的な経済シナリオに基づく予想信用損失の測定方法が、偏りのある結果を生じさせる可能性があるためである。

追加的なシナリオを捕捉するために、すべての可能性のあるシナリオを捕捉する必要はなく、IFRS 第 9 号は過大なコストまたは労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報に基づき、すべての母集団の代表的なサンプルを使用すること(すなわち、合理的な範囲の結果をカバーするのに十分な複数のポイントを選択すること)を許容していることが述べられた。従って、含まれる追加的なシナリオは、見込まれる非線形性を捕捉すべきである。また、使用する方法論は、特定のポートフォリオの特性を考慮して決定されるべきであり、複数のシナリオを用いることによる全般的な結果は、確率加重金額を表し、全般的なストレス・シナリオまたは保守的な測定を表すのではなく中立的でなければならない。

予想信用損失の確率加重測定において 2 つ以上のシナリオを捕捉する際、IFRS 第 9 号は特定の方法を規定していない。しかしながら、採用された方法は、特定の状況にとって適切で、上述のとおり IFRS 第 9 号の目的と整合的でなければならない。例えば、当該アプローチは、企業の洗練度や該当する金融商品、情報の利用可能性ならびに重要性に応じて変わる可能性がある。

多くの ITG メンバーは議論の中で、IFRS 第 9 号は予想信用損失が企業「独自」の信用損失の予想(複数シナリオを含む場合がある)を反映することを要求しているが、企業は独自の見解に至る過程で、入手可能な情報、および、企業独自の予想が合理的で裏付け可能であることを実証するのに役立つような外部を発信源とする情報を考慮することが期待されることを述べた。企業が独自の予想を評価する際、整合性の評価および相違があればその理由を理解するために、他の内部情報(例えば、内部予算)も考慮することとなる。

一部の ITG メンバーは、予想信用損失を測定するための方法を策定する際、偽りの正確性やモデルリスクの増大、ならびに、運用上の困難を生じさせる可能性のある過剰に科学的なアプローチに関して、注意が必要であると警告した。

信用リスクの著しい増大の評価

スタッフは、予想信用損失の測定と信用リスクの著しい増大の評価との整合性を達成するため、両方に対して同じ合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を考慮すべきであることを述べ、論点を紹介した。従って、予想信用損失の偏りのない測定のために 2 つ以上の将来予測的な経済シナリオが必要な場合、信用リスクの著しい増大の評価の際に、同じシナリオ(すなわち、2 つ以上)を考慮しなければならない。

しかし、予想信用損失の測定において、信用リスクの著しい増大の評価に関連性がない要素を考慮する可能性があることから、測定と評価との整合性は関連性を有する場合にのみ適用されることが述べられた(例えば、担保の価値の変動は予想信用損失の測定に影響を与えるが、信用リスクの評価には、債務不履行の発生確率に影響を与える場合にのみ影響する)。

議論の中でグループは、アジェンダ・ペーパーにて提示された様々な方法について検討し、IFRS 第 9 号は信用リスクの著しい増大を評価するための特定の単一の方法を提示しておらず、特定の事実および状況に応じて、様々なアプローチが認められるかもしれないことを述べ、議論を結論付けた。

開示

予想信用損失の測定および信用リスクの著しい増大の評価において、将来予測的な情報を用いる際に要求される重要な判断を踏まえ、将来予測的な情報が、どのように予想信用損失の決定および信用リスクの著しい増大の評価に織り込まれたかに関する IFRS 第 7 号の開示は、特に重要となる。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。